

第128回入札監理小委員会 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 2 8 回入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時 平成 22 年 6 月 15 日 (火) 17 : 56 ~ 19 : 20

場 所 永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項 (案) の審議

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査 (農林水産省)

牛乳乳製品統計調査 (農林水産省)

○ 生鮮食料品価格・販売動向調査 (農林水産省)

2. その他

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査

(農林水産省)

大臣官房統計部 生産流通消費統計課 中島課長、北村課長補佐、
消費統計室 伊藤室長、石橋課長補佐、小菅課長補佐、
統計企画課 南課長補佐、佐野課長補佐

(事務局)

森丘参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 128 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」、「牛乳乳製品統計調査」、「生鮮食料品価格・販売動向調査」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課の中島課長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は 10 分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○南課長補佐 すみません。木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の説明の前に、今回の 3 調査につきまして共通事項ということで、若干従来の契約方法等につきまして変わった点を、前もって私の方から説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私、市場化テストを担当しております統計企画課の南と言います。よろしくお願いいたします。

では、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の実施要項（案）の契約の支払いということで、8 ページに該当する部分ですが、今回の 3 調査につきまして各調査共通で、謝礼または謝礼相当の報奨品支給額、あるいは調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料については実費負担額を国が負担するというようなことに代えさせていただいております。

従来、市場化テストにつきましては請負契約ということで、民間事業者の創意工夫による経費削減につきましては民間事業者の努力の結果であるというようなことで、民間事業者の方に還元されてきていたわけですが、調査の過程において調査客体の謝金の受取りの辞退あるいは調査客体が途中で脱落してしまったというようなことがあったり、調査客体の協力で郵送調査から、オンライン調査や他の調査手法に変わったというようなことがあった場合に、これらの結果、生じた経費の削減につきましては、どちらかというと民間事業者の創意工夫によるものよりも調査客体側の事情によるものが強いのではないかと思います。

一方、現在政府におきましては国民目線から見た業務運営や経費の削減が強く求められているところでありまして、こういうような状況を踏まえまして民間事業者の創意工夫によるとは言えない部分につきましては実費負担額を国が負担するとさせていただいて、経費の透明性を図りたいということでもあります。

それで、今の実費負担額の分につきましては、先ほど言いましたように実施要項（案）の 8 ページの「(5) 契約金の支払いについて」というところで「ア. 契約の形態は請負契約とし、調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料、並びに謝礼または謝礼相当の報奨品支給額の実費負担額を国が負担する。イ. なお、調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料、並びに謝礼または謝礼相当の報奨品支給額については、請求時に実費負担額を証明できる書類を添附すること。」ということを明記させていただきました。

それからもう一つですけれども、これは再々委託を禁止するというような項目を設けさせていただいております。具体的には、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の実施要項（案）で言いますと 17 ページの下の方になるのですが、ケの（カ）の部分でございます。これにつきましては、再委託、再々委託という多段階に資金が流れるような契約形態を見直して、資金流通ルート of 効率

化と透明性を確保する必要があるのではないかという理由が一つ。

それから、調査業務においては多段階にわたって調査票の受け渡し等が行われますと、個人情報の流出等のリスクが出てくる。更に、農林水産省の統計調査は月別の調査が多いわけですが、調査票の配付から農林水産省への報告までの日程がかなりタイトな中で、そういう多段階で調査をまとめるということになりますと時間のロスも出てくるというようなことで、そういったものを解消するため、今回、再々委託の禁止を明記したところであります。

私の方からは、以上でございます。

○中島課長 では、引き続きまして、私の方から要項の変更点につきまして御説明させていただきます。説明資料はお手元にいっていると思いますけれども、実施要項（案）を使いまして御説明させていただきますと思っています。

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査につきましては、本年3月23日に開催された第120回入札監理小委員会におきまして評価をいただきました。評価の結果として御指摘いただいたものにつきまして、次期の調査について実施要項の中身を変更していくという観点から検討させてきていただいているものでございます。

まず、御指摘いただいた「業務の内容について」でございますが、2点ほど御指摘いただいています。1点目は、「民間事業者の工夫をいかした正確かつ効率的な業務の実施を図るため、契約期間の延長を検討」すること。2点目といたしまして、「調査票の審査を正確かつ効率的に実施するため、審査内容や疑義照会の件数等の情報を盛り込むとともに、調査客体情報（調査客体の特徴、疑義照会の内容等）を民間事業者に提供すること」でございます。

それにつきまして、私どもといたしましては、次の5点について要項を変えているということでございます。

まず1点目でございます。実施要項（案）と合わせて見ていただければと思いますが、2ページ目の2の（1）のAというところがございますが、そこにおきまして契約期間、業務期間をこれまで2年としておりましたけれども、3年間に変更するというものを掲げております。実質、調査期間は平成23年1月から平成25年12月ということで書かせていただいているということでございます。

2点目は、調査票の具体的な詳細な審査内容を記載いたしました「審査、集計、検討事項一覧表」というものを別紙7に付けているわけです。これは実施要項（案）の35ページに付けておりますが、そういったものを添付いたしまして、これに基づきまして確実に審査を行っていただくということを、実施要項（案）の5ページの下の方にありますが、（キ）というところで「審査、集計、検討事項一覧表」に従ってきちんと審査を行っていただきたいということを変えました。

3点目といたしましては疑義照会の件ですけれども、21年調査において調査客体の疑義照会の内容や件数あるいは実施に要した人員について情報開示するということでございます。これは実施要項（案）の24ページ、28ページをご覧いただければわかるのですが、24ページであればここにある「従来の実施に要した人員」の5のところに、21年にどれだけ人数がかかったか。延べ350人日かかっているわけですが、例えばその中で調査の審査客体の疑義照会は65人日でござい

ましたというようなことも具体的に書いているということでございますし、合わせて 28 ページの要項の 5 の「従来の実施方法」のところに「調査客体への疑義照会件数」、どれだけの人数でやったかも含めてここに一覧にしてまとめて記載してあるということでございます。

4 点目でございますが、「調査客体の特徴やこれまでの疑義照会の内容を記載した「調査客体情報」等を民間事業者に貸与することを明記」ということで、これにつきましては実施要項（案）の 2 ページと 5 ページ目のところで、具体的に 2 ページのところでございますら 2 の（1）のイの（ウ）でしょうか。これは、実際は 3 ページの一番上の方に挙がっています（ウ）ですね。それから、5 ページでございますと、右下の方のキのところに書いてございます。こういった形で明記するということでございます。

それから最後、5 点目でございますが、併せて確保すべきサービスの質として、きちんと正確にという意味で、調査票及び統計表について審査の事項一覧表の検討事項すべてについてきちんと検証してくださいということを、実施要項（案）の 8 ページに明示させていただいたということでございます。8 ページの上の方にありますエのところに書かせていただいているということでございます。

次に「業務の引継ぎについて」でございます。

本件については、「事業開始当初の円滑な業務実施が可能となるよう、事業開始前の時間的余裕を持った引継ぎを行うこと」ということを御指摘いただいているわけでございますが、私どもの対応としましては業務を開始するまでの間に、民間事業者に必要な業務の引継ぎ等を行うことを明記するとともに、事業終了時の次期事業における引継ぎのことも明記しております。

具体的には実施要項（案）の 3 ページ目に書いておりまして、その 2 の（1）のウ、真ん中の方になりますけれども、「業務の引継ぎ」という欄がございますが、そのところで明記させていただいているということでございます。

次に「モニタリングについて」でございます。

本件については、「事業開始当初の円滑な業務実施が可能となるよう、業務の進捗状況の把握、適切なサポートを行うこと」という指摘をいただいているわけでございます。

これにつきまして、まず 1 点目といたしまして、民間事業者の実施状況、確保すべきサービスの質の確保状況をモニタリングするということで、実施要項（案）の 8 ページにモニタリングする項目を追加しておりますし、更に円滑かつ確実な業務実施を図るために次の内容を明記ということで、3 ページ目に「民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図ること」ということで、3 ページ目の 2 の（1）のエのところに定期的にこういうことを行うということを書いておりますし、農林水産省はモニタリングのための報告と合わせて、必要に応じて民間事業者との情報交換の場を設けることということを、実施要項（案）の 15 ページ目の 9 の（1）のアのまた書きのところに書かせていただいているということでございます。

合わせて、私どもの取組みといたしまして、業務の質の確保や向上を図るために、作成する業務の改善策につきましては、その実施状況を踏まえて農林水産省から求められた、私どもがそういうふうに事業主体に求める場合のほかに、民間事業者自らも必要と判断された場合は農林水産省にそ

の改善策の提案を含めた業務改善策を作成することを明記させていただいております。

それは、実施要項（案）の9ページ目の上の方の（6）の①のところに、民間事業者もそういうことをお気付きになれば業務改善策を提案していただくということで書かせていただいているということでございます。

次に、落札決定者の評価項目についてでございます。

これにつきましては、いろいろ私ども昨年度1年間実施して、大きな意味で課題もございました。その課題をできるだけ起こらないようにするための事業主体をどのように選定するかということで評価項目を見直していただいているわけでございます。

評価項目そのものは実施要項（案）12ページに評価項目一覧表で、これも形式は前回と一緒にございますが、その項目ごとの配分などを見直させていただいているということでございます。

大きくは2つくらいに分類できるかと思いますが、確実な調査票審査等の実施体制を確保していくために、本業務の実施予定者の研修におかれまして、統計調査の特徴や特性を理解する工夫の得点配分を少し上げさせていただいたということでございますし、必須項目として既にこれまでもありましたけれども、本業務遂行可能な人員と併せて、今回私どもは結構急に審査が必要になったというような業務の増加時に人員の補助体制を確立していただきたいという意味での書きぶりに変えさせていただいているということでございます。具体的には、評価項目一覧表の「2 実施体制」の「2-1 実施体制・役割分担」のところでございます。

次に2点目には、現在の事業の入札参加者が実質2者であったということでございますので、より競争的な入札を確保していきたいという観点から、林業や木材の流通関係の基礎的な知識につきまして、これまでは必須項目に入っていたわけでございますが、それから外すことによってそういう意味での参加条件を確保したいことから反面、逆にこういった基礎的知識というものをきちんと提案できるところの工夫をされていることを考慮したいということで、そこについて得点を12点に変更させていただいております。

あとは、次の点の契約金額の支払いにつきましては、先ほど私どもの統計企画課の方から共通事項として御説明したところでございます。

パブリックコメントにつきましては、一括で御説明した方がよろしいですか。それとも、後にいたしますか。

○事務局 今、お願いしてよろしいですか。

○中島課長 それでは、お配りした資料の最後の1枚紙がございます。そのうち、私どものところでは4項目あるわけですが、1、2、3が当課所管の木材流通統計調査のうち木材価格統計調査を含めた3調査に共通的なことございまして、4点目は牛乳乳製品統計調査だけでございますので、上から3つについて御説明させていただきます。

どういう御意見がございましたかという、民間事業者の創意工夫を広げるという観点から、これまで調査票というのは紙とウェブサイトから行っていたわけですが、それを電子ファイルで提供できるようにして、Eメールまたはプリントアウト郵送で調査の提出を得られるようにしたらどうかというようなことが出ております。そのことが1点です。

それから、(2)に調査客体に対してこれまでも最終的に謝金、協力謝金という形で謝金を調査客体に対して支払いをしているわけですが、更にその調査客体が督促とか遅延もなく提出された場合は、それについて督促の費用が節減できたのですから、補助金を支払えるようにしてほしいというようなこと。

それから、協力のお願いの文書などは農林水産省も最初是用意するわけですが、民間事業者も合わせてやるので最初の文案から意見を出せるようにしてほしいという御意見でございます。

それに対して、私どもといたしましては、(1)なり(3)につきましては当然創意工夫していただける点でございますので、そういったことを御提案いただければそれなりに対応は評価していきたい、考慮していきたいということでございます。

ただ、一方、(2)につきましては、謝金につきまして報奨金という形で更に出せないかということでございますけれども、そういったものにつきましてはそもそも謝金というものは調査票を作成していただくということへの記入労力に応じて謝礼金を出すという観点になっています。そういう意味で、協力していただいたから報奨金を更に上乗せするという考え方にはそもそも立っていないわけなので、なかなかそういうことをすることはちょっと難しいのではないかと考えております。そういうことが1点目でございます。

それから、2点目につきましては、最終的に調査が終わった時点において調査客体に対してアンケートをしているわけですが、アンケートの内容につきまして事業主体、受託者の業務についてのみ行われているが、調査そのものの事柄、調査項目とか期限ですね。そういったことの感想意見も出してもらった方がいいのではないかというような御指摘でございます。

また、合わせて目標達成の責をほとんどすべて受託者に結果として負わせるようなことになってしまいますと、調査客体の方からの報告などが虚偽報告になる可能性もあるだろうということがあられるわけですが、それにも配慮すべき必要があるというふうにお書きになっておられますけれども、私どもといたしましてはアンケートにつきましては御意見を参考にいたしまして、アンケートの内容につきましては今後実際に今年1年終わった後に、実際にやるときにその内容につきまして検討していきたいというふうに考えております。

ただ、回収率のみを重視してという観点ではございますけれども、そこにつきましては当然ながら回収率のみならず統計の質という観点から、調査客体から御報告いただいた調査内容についてきちんと審査していただくことを実施要項(案)に明記いたしておりますし、更に農林水産省において民間事業者が適切に行っているかどうかを合わせてモニタリングなどを行っておりますので、そういったことにつきましては回避できるのではないかと考えております。

また、回収率の確保につきましては、確かに100%という高い点は持っているわけですが、それを達成するためには当然農林水産省もそれについて調査客体に対する協力とか、あるいは拒否があった場合のフォローアップとか、そういったバックアップをしていくということにいたしておりますので、民間事業者のみにその責を負わせるようなことはできるだけ避けたいということで実行しているところでございます。

次に３点目でございますけれども、調査客体に事後のアンケートで農林水産省から連絡を取るだけではなくて、調査客体が直接事業主体を通さずに農林水産省に通報したいというときには、そういうふうにできるように連絡窓口を通知しておくべきではないかという指摘でございます。

これにつきましては、現在そのような連絡先を事業主体以外に農林水産省にも直接いたしますと、実際の調査にかかわる連絡におきまして混乱を招きかねないということもありますので、今のところそれは入れておりません。

ただ、実際は調査客体に対しまして調査依頼をする場合、事前に私どもの方からも調査客体の方に連絡させていただいておりまして、その際には農林水産省の窓口の連絡先もお知らせしておりますし、またほかの調査では調査結果は適宜お返しするときに農林水産省のそういう担当窓口についても御連絡しているような状況にいたしております。そういうことで、調査客体に対する窓口については一定のやり方でこれまでも連絡先をお知らせしているということを行っているところでございます。

以上のことを、パブリックコメントに対する我々の回答としてお示ししていきたいと思っております。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 それでは、最初に３調査共通で契約金額の支払い方法の変更がありましたので、それについて質問いたします。

郵送料と謝礼については実費払いということになるのですが、ただ、創意工夫の中で１０ページの提案書にも、例えばその調査の印刷配付方法とか、あるいは謝金の支払い方法とかということが創意工夫の余地としてあるわけです。実際、パブリックコメントでＥメール調査などについても、そういう創意工夫の提案は評価するということがありますけれども、郵送調査よりはオンライン調査の比率が増えた方がコストとしては下がるわけですね。

しかし、創意工夫しても反映しない、民間事業者には何も還元がないということになる。そうすると、そういうインセンティブが働かなくなるような気がするのですけれども、そこは致し方ないと割り切るということですか。

○南課長補佐 次期調査から政府統計共同利用システムを導入することになっているのですが、仮に今まで郵送調査でやっていたものをオンラインシステムに移行した場合で考えますと、当然、郵送ですから封入の手間暇、切手を貼る手間暇、あて名を書く手間暇、あるいは紙で返ってきたデータを入力する手間暇というものがかかるわけですが、システムを使っていただきますとまずそのような手間暇がかからないというような部分で、逆に民間事業者の方にとってはその分の経費は削減できるのかなと思います。

もともと郵送、切手代につきましては民間事業者で単価を決められるものでもございませんし、お金も右から左へ流れるだけで、民間事業者の実費負担部分を国が実費支給するということで、郵送調査費用が増えても減っても、民間事業者の方の経費に影響がないと思っております。

○逢見副主査 謝礼の方はどうですか。

○南課長補佐 謝礼につきましては、農林水産省の方から謝礼単価というものを提示させていただいておりまして、それに基づき民間事業者の方で支払いをしていただいております。民間事業者独自で謝礼単価というものを決めておらず、これもやはり切手と同じように外部において単価設定されている部分でございまして、結果的に調査客体が要りませんよと断られたことによる経費の削減は、民間事業者の創意工夫によるところではなく、調査客体の事情によるところというような考えで不必要となった謝礼額を国が支払うというのは問題ではないかと考えております。

○逢見副主査 そうすると、10 ページの提案書のウの（キ）で、調査客体の謝礼支給方法等を提案書の中に記載するというのはどういうものを期待するのですか。

○南課長補佐 これにつきましては、例えば一律商品券で対応したりとか、調査客体の希望によってお金で渡したり図書券や商品券で渡したりとかそれぞれに対応した形でやっていただくという方法もあるかと思います。

お金の場合につきましては国でもやっているのですが、銀行振込みが一番安全で問題ないのかなと思っておりますが、更に何か我々の思い付かないようなところでいい支払い方法、経費削減できる手間暇をかけないような支払い方法等があれば、そこは民間事業者の方で考えていただいて積極的にやっていただきたいと思います。

○小林副主査 ただ、そうすると謝礼のことについて言いますと、謝礼分については業務の範囲といたしますか、何を責任持つかというと、別に創意工夫を求められてもその分、実費分だということになってしまうと思うのです。

つまり、民間事業者がそれは実費で精算しますというふうに書かれると、その部分は実費分なのだから別に自分たちの付加価値的な業務、つまり謝礼支払いという業務についてどのぐらいかかるかということを民間事業者は考えると思うので、そこは実費分だと言ったところで自分たちの業務範囲から外れるというような理解になるのではないかとと思われるのです。

そうすると、この評価表のところで調査客体の謝礼を迅速、正確に行うための工夫が示されているかという、迅速・正確に行わなくてはいけないという責務があるのですよね。その部分は、実費分でいいということなののでしょうか。そこがよくわかりません。

○南課長補佐 要は、調査客体に対して謝礼金を国から実費部分だけを負担しますということですから、民間事業者の方におきましては全く影響がない部分かと思います。また、そのやり取りの手法という部分については民間事業者の創意工夫というのは発揮されると思います。

○小林副主査 すごく費目別、勘定別に考えられているのです。つまり、民間事業者は創意工夫をするときに何をやるかという、こういったアウトプットをするためにはどういう業務方法がいいかということを考えると思うのです。

それは費目別でなくて、つまり謝礼、謝金とかという費目ではなくて、サービスの質を達成するためにどういうふうにコストダウンしながらやっていくのかということを考えたときに、その業務プロセスという考え方の中に謝金の支払いというものが組み込まれてくると思うのです。そうすると、その考え方と費目の考え方というのは全然違うもので、そこに費目の考え方を入れてしまうと、業者がどういうふうにそのことについて考えたらいいのかという混乱を招くのではないかとと思われる

ます。

それで、例えば今まで一括でやっているわけですね。だから、郵送料分と謝金分というものを除いたら、今まで 2,100 万で2年間で請け負っているわけですが、その中で謝金分と郵送料分は幾らとカウントされるのかという情報を提供してあげないと、考えにくいのではないかと思います。ここに何も書いていないですから。

実費分というのは幾ら分に相当しますというようなことが、この前の部分は総価契約だったわけですね。だから、全体でトータルで 2,100 万というのを出しているわけだけども、その中に今までこれは変更点ですから違うことが含まれていたわけです。今度はその部分に変更になりましたとあったときに、事業者はどういうふうの実績に要した経費の 2,100 万を読んだらいいのかということはあると思うのです。

だから、そこは何か情報をプラスしてあげるか何かしないとだめだと思います。

○南課長補佐 この実費の 2,100 万のうちの謝金部分ですね。

○小林副主査 謝金部分と郵送料分です。それが実費生産に変わったわけですね。その情報を出してあげれば、事業者はどの範囲で創意工夫すればいいのかということはわかるのではないかと思いますけれども。

○中島課長 22 ページの別紙1のところで、今回はこれには 21 年度の実績について書いていないんですけれども、その実績の中でこういう実績でしたよという情報提供を付加したらいいんじゃないかというお話でしょうか。

○小林副主査 はい。

○中島課長 そこは検討させてもらいまして、この表に加えるようにしたいと思います。

○逢見副主査 それから加点ですが、12 ページの3.1で、客体の謝礼の創意工夫で6点の加点があるのだけれども、何が期待されているかがやはりまだよくわからないのです。実費だということになれば、何を工夫すればいいのかということです。

○北村課長補佐 それは金額ベースというわけではなくて、手法ということでございます。金額については、主に辞退した部分の方の金額をどうするかということでございますので、それは民間事業者がどんな工夫をしようと辞退する方については返ってくるということでございますので、そこは実費だけをお支払いしますという考え方でございます。

一方、迅速に支払う、正確に行うということはこちらとしてはきちんとやっていただきたいということですので、創意工夫ということで求めているというところでございます。

○逢見副主査 実費と、領収書などを添附するというのが入っていましたよね。これは、謝礼についても一件一件、領収書を取れということですか。

○北村課長補佐 それについては、振込みの証明書なりがあればお支払いするというところで考えております。

○逢見副主査 では、ここも創意工夫の余地としてあり得ると。一件一件の領収書ではなくて、振込みでもいいということですね。

○北村課長補佐 そこは、民間事業者の方にお任せということにはなります。一件一件もらうのか、

すべてでお示しいただけるのかということについては、民間事業者の方にお任せをさせていただきたいと思います。

○逢見副主査 そうしたら、やはりそれははっきりしておいた方がいいかもしれないですね。

○小林副主査 多分、そうすると謝金の領収書の件については、やはり謝金は実費しか出ないということになると、支払いについて一番コストがかからない方法を考えるということになるかなと。つまり、領収書を用意するとか、領収書の部分は自分で証明しなければいけないわけじゃないですか。その負担があるわけだから、その点はなるべく手間がかからないような方法でやるということを実業者に課すということですか。そうなりますね。

○逢見副主査 8ページの(5)のイで括弧をして、「(領収書等)を添付する」とある部分が、もしこのまま民間事業者がやはり領収書を付けないと証明書類にならないというふうに考えると、一件一件全部領収書を集めろというふうに理解される可能性があるので、そこも要するに民間事業者の創意工夫の余地があるということがわかるようにしておいた方がいいですね。

○佐野課長補佐 領収書等というのは支払いの形態によって変わってくるものであって、例えば手渡しにすると領収書は発生しますけれども、先ほど言ったように振込みであるならば振込みをしましたよというところだけを証明書類としてこちらに提出して、国として確認できるのであるならば、それはどちらでもというような形になります。ですから、支払い形態によって証明するものは変わってくるわけです。

それと、実費額負担というのは謝金の額そのものだけについて実費負担ということで、その手法について実費負担ということではございませんので、そこのところは勘違いなされないようにしていただきたいとともに、郵送についても、郵送だけに限定しておりますので、その創意工夫を阻害するというわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○小林副主査 振込手数料とかはどうするのですか。それは請求できないということですか。それも実費に入るとのことですか。

○佐野課長補佐 振込とした場合には、1件当たりの手数料が幾らという証明が出てきますよね。

○小林副主査 では、その振込みをした場合は証明が出てくるけれども、手書きにしたら出てこないということですか。

○佐野課長補佐 手書きにしたら出てこないというか、その証明たるもの、確認できるものがあれば、こちらとしては良いと考えております。

○小林副主査 その証明となるものは何でしょうか。

○佐野課長補佐 例えば領収書とか。

○小林副主査 それは幾らとカウントするのですか。

○佐野課長補佐 幾らというのは。

○小林副主査 だから、領収書を出したら手間がかかるでしょう。手間がかかったら、その手間ですね。

つまり、振込みだったら一括でいろいろとできるかもしれませんが、振込手数料がかかる。手数料がかかった分は証明できる。だけど、一件一件領収書を取っていったら、それは手間がかか

りますよね。その手間分は請求できないということですか。

○佐野課長補佐 ですから、そこは民間業者が一番どれが自分にとって良い方法なのかということと考えていただくということになるんですけれども。

○小林副主査 それは、民間事業者の方に負担をかなりかけているということですよ。だから、それはやらない方がいい。謝金なんか払わない方が、自分たちのロスにならないということになりますよ。

○中島課長 確かに、やり方によってはかえって手間暇、労力がかかる可能性はありますね。そういう意味で、どうしても恐らく事業者の方が実費負担ということで実費がかかりましたよということをしようにすれば、それは今、一定程度そういうものが明確に証明できる方法に限定せざるを得ないんじゃないかと思います。

ただ、その中で全く選択の幅がないかと言えば、振込みをやれば明確に出ますね。それから、例えば別途カードみたいな形で、四千何百円何がして代替できるものはあるんです。そういうものを一括でどこかに手に入れて1枚にして送りましたという何か別の方法もあるのではないかなと思うんです。

そこは、要は振込みの仕方だけではなくて、相手への報奨金の払い方のバリエーションを自分の手間暇がかからないような方法を、一人ひとりにお金を払うのは大変だと思いますけれども、そういうことが工夫できれば、これまでより効率化されることは間違いないと思いますけれども。

○小林副主査 では、ちょっと観点を変えますと、さっきパブコメにあったところで回答の方で、謝礼金として払っているもので報奨金の性質ではないですというお答えになっていますね。これは民間事業者の提案としては、回収を円滑にするために報奨金、奨励金という形ですけれども、そういうふうに謝金というものを使ったらどうかという提案だったと思うのです。

だけど、これは謝金ですよ、謝金の性質は違いますよというのは何か規則といいますか、ルールといいますか、法令といいますか、そういうもので決まっているのですか。

○中島課長 いわゆる統計のときに、調査客体に謝金を多くのものは払っているんです。

その趣旨として、なぜ謝金というものを払っているかと言えば、やはり相手の方に実質いろいろな労力の負担をかけているので、その労力負担をかけている部分に対する代償といいますか、そういうことでやっているという性格で、我々は基本的に予算措置をされているものなんです。

この方の場合、それプラス自分たち事業体として、自分たちに協力してもらうために更に報奨金を上乗せして出せたらということだと思うんですけれども、それはもともと調査客体に対して我々の経費としてお金を払えるものにはそういう考え方はないんです。

我々もいろいろなところでやっていまして、国としても地方公共団体を使ったり、我々が直接やったりしますが、そのときに我々は協力度がより高いからお金を渡す額を変えているということはないんです。

○小林副主査 先ほど申し上げたとおり、費目で謝金というので考える考え方と、ここは多分業者さんは回収を円滑にやるためにどういうふうにしたらいいかという観点で考えられての提案だと思うのです。

ということは、国がこの目的でこのお金が出ますということを考えると、参入する業者さんがどういうふうに創意工夫をするかという考え方にギャップがあるということではないかと思われるのです。

そのギャップをどうやって説明できるのかというのが、ちょっと私は今、不安になっているのです。

○逢見副主査 もとものの謝金というのは実際に調査員が出かけて行って、その農家とか漁業者から直接話を聞きながら調査票を埋めていくようなときに、向こうも時間をそのために煩わせるわけだから、そのときに幾ばくかの謝金を払うということで始まったと思うのですが、それが例えばオンライン調査になっていけば、果たしてその謝金そのものを払わなければいけないのかというところがあって、昔は調査員調査だったものを郵送でやる。郵送をオンラインにするという過程でだんだん調査方法が変わってくれば、トータルとして見てそういうものも本当にすべての客体に謝金を払うべきなのかどうかということも見直す時期なのだろうと思います。

○中島課長 そこは、私どもが市場化テストをしていない統計の中でも、謝金を払うものと払わないものについてどうするかというのは議論として時代に応じてあろうかと思っています。

ただ、謝金を払うには基本的には相手の手間暇に対して払っているわけですが、我々の払うときの判断の要素の一部には、この事業体がおっしゃっているように協力してもらえる度合いの高い調査客体の場合、あるいは調査内容が非常にシンプルな場合は払っていないものもありますけれども、やはり調査内容が多かったり、それから協力度合いの低い業態に対しては、そうしないと調査そのものは成り立たないということがあったりして、そういう実態ベースに応じてこれまでも払っているものと払っていないものがあるということです。謝金というものを払う、払わないということについて言えば、そういうことではあります。

ただ、今回の場合は、特にこれまでもそういう事業体に払っていましたし、毎月とか、それなりの頻度でやっていただいているものでございますので、極力、100%の回収率を上げるためには手間暇に対してきちんと払っておいた方が、統計の質を確保するという意味では必要ではないかということで謝金を払うことにしてあるということでございます。

○小林副主査 この費目評価からは外した方がいいのではないですか。

○逢見副主査 そんな感じもしますけれども。加点項目で6点というのが本当に必要なのかどうかという疑問はあります。

○中島課長 今おっしゃっておられますのは、「個別業務の実施方法」の中の3. 1の「調査客体への謝礼を迅速・正確に行うための工夫が示されているか」、この項目を外すというお話ですか。

○小林副主査 はい。別に工夫しなくても、ちゃんと払ったかというだけでいいのではないですか。

○逢見副主査 ちょっと検討してみてください。ここだけで止まっているわけにはいけないので。

○中島課長 わかりました。では、この点数をどうするかとか、あるいはそもそもの項目をどうするかを含めて検討させていただきます。

○逢見副主査 ほかのところは、実績調査に基づいていろいろ修正されてきているところがあって、その辺は大体この前の実績評価で、こちらで委員会として指摘した点についてほぼ網羅されている

のではないかと思います。

ただ、業務の引継ぎのところについては、実績評価の中でスタート時点で落札した業者が不慣れだったということもあって、疑義照会とか、あるいは調査票の督促の仕方とかでやはりスタート時点が余りにも時間がなさ過ぎたということが原因だったように思います。そこはきちんと対応できるように余裕を持った形で、かつ引継ぎもきちんと実施要項に今回書かれるということなので、ここはいいと思いますけれども、そこは留意していただきたいと思います。

私からは以上です。

○小林副主査 それでは、実費のところでかなり紛糾してしまって時間がかかりましたけれども、この審議はこれまでとしたいのですが、今、実費精算のところ、1つは多分謝金というものの性格が、課長が御説明になったとおりにそういう手間暇、記入して下さった方に対するものであるということを前提にした上で、例えば 23 ページの委託費のところ、「なお、契約額には、調査協力謝金を含む」と書いてあるのですね。だから、この調査協力謝金の実費分というのと、それから先ほどの郵送費分、郵送料分ですね。それがどのくらいにカウントされるものなのかということが明らかになるかどうか。

それを確認していただくことと、それから先ほどの加点項目のところ「正確・迅速に行うための工夫が示されているか」というようなところをどうするかといったところについては、ちょっと詰めていただかないといけないので、事務局といろいろ話して検討していただいてよろしいでしょうか。

○中島課長 わかりました。検討させていただきます。

○小林副主査 それでは、今の点をいろいろ詰めていただいて、その上で審議をおおむね終了することにしたいと思います。

それは、小委員会を開催しなくても大丈夫ですか。

○事務局 内容につきましては再度、実施者の方と詰めさせていただきまして、その変える内容につきまして早目に御照会をしたいと思います。そこでまた御判断をいただければと思います。

○小林副主査 そうしましたら、その結果を私と逢見先生にフィードバックいただいて、その上でこの実施要項（案）を固めるということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○逢見副主査 結構です。

○小林副主査 それでは、そのように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中島課長 どうもありがとうございました。

○小林副主査 ありがとうございました。

（農水省（木材価格調査）関係者退室・農水省（牛乳乳製品・生鮮調査）関係者入室）

○小林副主査 それでは、お待たせいたしました。

続きまして、「牛乳乳製品統計調査」の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室伊藤室長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いいたします。

す。

御説明は 10 分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤室長 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。時間も限られてございますので、ポイントを絞って御説明いたします。

新たな実施要項（案）のポイントでございますが、1 点目といたしまして業務内容の拡大を行いました。これまで農林水産省が行ってまいりました集計、あるいは統計表の作成業務と、基礎調査におけます調査票の審査、調査票データの電子化業務を新たに業務内容に追加することで、包括的な業務委託となっております。

また、業務期間でございますが、本年 11 月から平成 26 年 1 月までと、現行の業務期間より 1 年間延長いたしました。

2 点目は、農林水産省がオンライン調査システムを開発いたしまして、これを民間事業者が利用できる環境を整えました。

3 点目ですが、業務遂行に当たり確保されるべき質といたしまして、調査票の内容審査や統計表の作成に当たっては、「審査事項一覧表」の検討項目すべてについて確実に検証を行うことを明記いたしました。このため、基本的な調査内容を記載いたしました「審査事項一覧表」を別紙 8 として添付しております。

また、民間事業者が調査票の内容審査を行う上で参考にしていただく資料として、調査客体の特徴、生産、出荷、生乳の送受乳量等でございますが、そういった特徴を整理いたしました「調査客体情報」や「疑義照会取りまとめ表」、更に前年の実際の調査票データを貸与することといたしました。

4 点目ですが、業務開始当初から円滑かつ的確に業務運営が図られますよう、民間事業者との契約締結後、速やかに十分な業務引継ぎを行うこととしております。

5 点目ですが、農林水産省は業務期間を通じまして、業務の適正確実な実施が確保されるよう、民間事業者との定期的な連携を図り、必要なサポートを行うとともに、適時にモニタリングを実施し、確保されるべき質の向上を図ることとしております。

また、必要に応じ、民間事業者に業務の改善策を作成、提出させることとしております。

6 点目ですが、評価項目一覧表の見直しについてでございます。加点項目といたしまして、業務範囲の拡大に合わせて調査票データの集計、第 1 報統計表及び報告書、統計書の作成、審査及び報告という中項目を新設いたしました。

また、加点項目のうち、審査における効率性、的確性の向上を誘引し得るよう、調査票の審査を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているのかという項目、農林水産省からの疑義照会に迅速・適切に対応するための工夫が示されているかといった項目の配点を高めております。

また、調査客体に対する疑義照会等がスムーズに行われるよう、調査客体との良好な関係を維持するための工夫が示されているかという小項目を新設いたしました。

なお、必須項目の数は増やしておりませんが、実施体制の中項目のうち、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査と同様でございますが、業務増加時の人員の補充体制ということが明確になる

よう表現を改めているところでございます。

最後に、5月から6月の月上旬の間に実施いたしましたパブリックコメントにおきまして、本調査に関してこのような意見、質問がございましたので御説明いたします。

資料の4番、「牛乳乳製品統計調査について、次の点は業務量に影響するので、記載すべきである」との御意見でございます。

4の(1)の「農林水産省が調査対象を選定する方法(調査客体にどの程度理解が想定されるのかによって、説明の業務量は違う。)」という御意見につきましては、御指摘のとおり、実施要項(案)に記載をいたしました。

4の(2)の「調査客体の確定作業とは具体的にどのような作業か。(資料の業務説明の箇所ではなく、73頁の実施状況にだけ「協力同意書」などの言葉が出てくる。)」という御質問につきましては、「確定作業とは調査客体から調査協力の承諾を得たことを確認する作業であり、民間事業者の創意工夫により実施していただくものです。なお、「協力同意書」は、現在の請負業者が創意工夫により作成したものです」という回答を行うこととしております。

(3)の「平成21年度に基礎調査について1客体が調査拒否だった理由は何か(その状況は現在解消されたのか、続いているのか、次回他の客体からも提示される可能性のあるものなのかにより作業量が違う。)」という御質問につきましては、「1調査客体から多忙を理由に調査票の回収が出来ず、継続的に協力依頼を行ったものの、結果として集計に間に合いませんでしたが、平成22年の調査については、すべての調査客体から調査票を回収しています。

また、実施要項(案)では、民間事業者が調査客体から調査協力が得られないと判断した場合には、農林水産省に報告し指示を仰ぐこととしており、農林水産省からも別途協力依頼を行うこととしております」という回答を行うこととしております。

以上、次期実施要項(案)の主なポイントについて御説明申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 3つの調査に共通するところですが、今回、郵送料なり謝金の支払いが実費精算になるということに伴って、例えば13ページの評価項目で言うと、ここで3.2のところは謝金の支払い工夫がなされているかどうかというのがありますが、こういったところが果たして必要なかどうかというについて、前の木材流通統計調査のときに指摘しましたけれども、共通の問題としてそこをどうするかというのは検討していただきたいと思います。

それから、こちらの調査は28ページに謝金の21年度調査の実績は載っているのですね。だから、ここはいいですかね。28ページの6のところは実績は載っていますが、ここはもういいということではよろしいですね。

○小林副主査 そうですね。

○逢見副主査 あとは、今度の特徴はオンライン調査をやる。今まで基礎調査は全部郵送回収だったのですが、これをファックス、オンラインで回収するということが始まるわけですね。

○伊藤室長 調査客体の方の判断に応じてオンライン、あるいはその他の方法ということになっていくかと思います。

○逢見副主査 これは、基本的にはいわゆる電子政府化ということもあって、オンライン調査を積極的に進めたいというのが政府全体の方針ですね。

○伊藤室長 私どもとしては、それが基本的な方針でございます。

ただ、調査客体の方のインターネットの環境等もございまして、強制はできないという点はございます。

○逢見副主査 そこは、民間事業者の創意工夫の余地というふうに理解して、できるだけオンライン調査回収を増やすための創意工夫を求めると。

○伊藤室長 そうでございます。

○逢見副主査 そこは、何か評価項目の中に入っているのですか。

○伊藤室長 オンラインに着目して整理した項目は、特にございません。

○逢見副主査 何かあってもいいような感じはしますけれども。

○事務局 実施要項の4ページ、5ページをごらんいただきたいのですけれども、これはほかの調査も共通でございます。オンラインを進めますという観点ですね。

4ページだと一番下のところですが、これは協力依頼のときにやっていただく作業として入れてございます。インターネットが整備されている客体については、オンライン調査についても協力を求めるということを業務としてお願いしたいということを入れさせていただいています。

農水省さんからお話がありましたときに、まずは調査に協力をいただくということが必要な部分でございますので、それについては客体の御意向に応じながら、そこはツールとしてはやっていくということだと思うのです。

ですから、評価項目の方も特にオンラインというところ限定して、設定されていないというお話ではないかと思います。

○逢見副主査 3年間の実施期間として、23年度は初年度であるとして、ここは少し24、25といったときにはオンライン化をもっと積極的に進めるようなことを民間事業者にもっと求めてもいいし、民間事業者はそのための工夫をしていいのではないかと思います。

○伊藤室長 4ページの今の箇所に書いてございますように、調査の開始時期にオンラインが導入されなかった場合には、その後3年間導入されないということでは決してなくて、調査客体が了解していただければ途中からでもオンラインに移行していただくということにしております。

○小林副主査 そこで誘導するとか、何かインセンティブが欲しい感じがしますね。

○石橋課長補佐 月別調査につきましては、今オンライン調査を実施しまして、そのオンライン調査の実施率といいますか、90%近くの調査客体がオンライン調査を使いまして調査の報告をいただいておりますので、基礎調査は郵送でやっていますけれども、各工場が対象になっていますので、恐らくそういったオンライン設備とか整っておりますので、基礎調査についても同様にオンラインについてはこちらの方から言うまでもなく、協力の方はもらえるものと思っております。

○逢見副主査 27ページの実績を見ると、この注記事項の2のところ、月別調査でオンライン回

収 345 客体となっていますから、かなり協力度合いが高いと考えると、基礎調査もかなりオンラインの方に移行することが期待できるのではないかと思います。

やはり評価項目にもうちょっと工夫が欲しいなという感じがしますけれども、検討してみてください。

○伊藤室長 わかりました。

○小林副主査 先ほどのところで確認したいのが、13 ページで先ほどの謝金のところですが、品物のときは報奨品という言い方を使うのですか。さっき報奨の性質じゃないと言われて、報奨金の性質じゃないと。

だけど、品物のときは報奨品と言うのですか。何か重箱の隅をつつくようですが。

○南課長補佐 たまたまそういうような表現をさせていただいておりますけれども、先ほどの金のものと品物とは違うというようなことで読み取っていただければと思います。

○小林副主査 でも、これは先ほどの件と同じように、ここに加点で置くというところについてはちょっと検討していただきたいと思います。

それから、24 ページの委託費のところに「調査協力謝金を含む」と書いてあって、ここには金額は書いていないのですね。ちょっとわかりにくいのか、わかりやすいかはわからないのですが、どこに調査協力謝金が、先ほど逢見先生も言われた 28 ページのところに書いてありますのは、実績がわかるようにしていただいた方がいいのではないかと思います。

それと、先ほどの基礎調査にオンラインというのを進めるに当たっての何かインセンティブが本来であればいいというふうには思うのですが、その点ですね。

○事務局 もともと基礎調査全体で 700 という客体数がございます。その中から、390 客体を月別調査の対象として行っています。先ほどごらんいただいたオンライン 345 という導入済みの客体数がありますけれども、多分ここはオンラインに応じていただけるんじゃないかなとは思っています。もう月別の方でやっていただいておりますので。

それに加えて、オンラインを導入していただければ、その後の作業としてのデータ入力等の業務、そういったところの効率化が図られるというようなところもありますので、そこは協力を求めるということを業務としては入れています。

年度途中からの変更もできますよという形も置いておりますので、そこは事業者の方としてもよりコストをかけないやり方という観点からは、多分そういったオンラインを導入してもらおうといったところに働くものかと思います。

○逢見副主査 そうしたら、やはり説明会のときにオンライン化が進めばコストも下がりますということをアピールした方がいいですね。

○小林副主査 事務局が言われたような、月別調査でも三百何客体いますからと、そんなことでよろしいでしょうか。

先ほどの謝金と郵送料のところについては、先ほどの木材流通統計調査のうち木材価格統計調査のところと同じようなところで事務局と検討をしてください。その上で、この実施要項（案）ということで、その報告を受けまして私の方で報告したいと思いますので、そのようでもよろしいでしょ

うか。

○逢見副主査 結構です。

○小林副主査 あとはいいですね。事務局の方から、何か確認することはありますか。大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○小林副主査 そうしましたら、そのようにお願いいたします。

続きまして、「生鮮食料品価格・販売動向調査」の実施要項（案）について審議を行います。引き続き、伊藤室長より事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

説明を10分程度でお願いいたします。

○伊藤室長 引き続きまして「生鮮食料品価格・販売動向調査」について御説明いたします。牛乳製品統計調査と同様に、ポイントを絞って御説明いたします。

まず1点目でございますが、牛乳製品統計調査と同様に、業務期間を1年間延長しております。

2点目として、オンライン調査システムを導入いたします。

3点目として、本調査の現行の業務運営におきまして、私どもにとりましては大変残念な事態ではございましたけれども、業務開始から9か月間にわたる民間事業者側の調査票審査にかかる不十分な対応を踏まえまして、このような事態を今後は未然に防がなければならないといった観点から、調査票の審査や疑義照会に関しましては、特に次のような改善を行っているところでございます。

まず、業務遂行に当たり確保されるべき質といたしまして、調査票の内容審査や統計表の作成に当たって、「審査事項一覧表」の検討項目すべてについて確実に検証を行うことを明記しております。このため、具体的な審査内容を記載いたしました「審査事項一覧表」を別紙7として添付しております。

また、民間事業者が調査票の内容審査を行う上で参考にさせていただく資料として、調査客体の特徴を記載いたしました調査客体情報や疑義照会状況、更に前年の実際の調査票データを貸与することとしております。

4点目として、業務開始当初から円滑かつ的確な業務運営が図られるよう、民間事業者との契約締結後、速やかに十分な業務の引継ぎを行うこととしております。

5点目として、農林水産省は業務期間を通じて業務の適正、確実な実施が確保されるよう、民間事業者との定期的な連携を図り、必要なサポートを行うとともに、適時にモニタリングを実施し、確保されるべき質の維持確保を図ることとしております。

また、必要に応じ、民間事業者に業務の改善案を作成、提出させることとしております。

なお、3月23日の本小委員会におきまして、民間事業者から平成22年調査に当たり、業務の改善策の提出があったことと、農林水産省としては2年目をしっかり監視、注視していきたいと発言をさせていただいたところでございますが、その後は民間事業者に対しまして抜き打ちでモニタリングを実施した結果、この改善策に基づき、調査票の審査、調査客体への疑義照会が適正に行われていることを確認しております。

また、平成 22 年 1 月から 3 月分の調査票の審査状況につきましては、その前の期、平成 21 年 10 月から 12 月調査の時期と比べまして、農林水産省からの照会件数は 82 件から 11 件へと約 7 分の 1 に減少するとともに、報告後の修正件数につきましても 73 件から 35 件へと、約 2 分の 1 に減少するなど、著しく改善されていることを御報告いたします。

6 点目といたしまして、評価項目一覧表の見直しでございますが、牛乳乳製品統計調査と同様に調査客体との良好な関係を実施するための工夫が示されているかという小項目を追加するとともに、調査票に関する農林水産省からの疑義照会に迅速・適切に対応するための工夫が示されているかという小項目を追加いたしました。

また、加点項目のうち、業務遂行に当たり、生鮮食料品の販売価格の知識についての基本的な知見を有しているのかという項目。

類似調査業務の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に関する専門知識があるかという項目。

調査票を確実に回収するための工夫による設定が示されているかという項目。

審査を迅速・的確・確実にを行うための工夫が示されているかという項目。

調査票データの集計、第 1 報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているかという項目につきましては、確保されるべき質の維持向上を誘引し得るよう、いずれも配点を高めております。

なお、必須項目の数は増やしておりませんが、牛乳乳製品統計調査と同様に、業務増加時の人員の補助体制ということを明確にする表現に改めております。

本調査に固有の事項にかかわりますパブリックコメントにおける国民からの御意見、御質問はございませんでした。

以上、次期の実施要項（案）の主なポイントについて御説明申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それではねただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 本調査につきましては、実績評価の中で当初問題があったということ。その問題を踏まえて、対応について見直しがされたということだと思います。

1 つは、審査事項一覧表というのができたということで、恐らくこれできちんとした対応ができるのではないかと考えておりますが、23 年度の実績評価の中でこれがうまく機能しているかということで、審査事項一覧表の評価ということを是非やる必要があると思っております。

それから、確保すべきサービスの質について、やはり価格が中心で、その評価項目の中で質の評価が十分なかったのではないかとすることがありますので、評価項目がそういった部分について加点されているということで、そこはこれでよろしいかなと思っておりますが、もう一つはやはりモニタリングですね。問題の状況をできるだけ早く把握して、問題があったら直ちに農水省が対策をとるということで、今回の点を踏まえましてそういう迅速な対応ができるようにしておく必要があるし、また、入札説明会でもそのようなことが抜き打ちにでも入るというようなことがきちんと伝

えられる必要があると思います。

いずれにしても、ここはやはりもう一回、実績評価を 23 年度にやった段階でやる必要があると思いますので、我々委員会としても重視して対応を見ていきたいと思います。以上です。

○小林副主査 今の点は重要な点だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、先ほどの実費のところに行く、12 ページの 3. 2 の最後のところを検証していただきたいということと、金額が書いてあるのですが、例えば 24 ページのところに「調査客体への謝礼支給、3 人日」という人工が書いてあるのです。

そうすると、これだけ人件費を使って謝金を払っているということになると、謝金は実費ですよと言われた途端にどうしたらいいのか。ここの記述と、それからかなり謝金分が多い。これは 1,346 万ですね。そこから、例えば 263 万円というのを引いてしまうと結構インパクトが大きいという気がして、この辺りはどうしたらいいですか。この 3 人日という人工分ですが。

○事務局 違っていたら農水省さんからお話ください。

あくまでも、実費というのは謝金の金額のみです。それに携わる振込みだったら振込みにかかる費用、労力といったところは、その請負契約額の中での業務としてやっていただきたいということなんです。

だから、これはあくまでも調査に協力いただきましたお礼、それから、この先の協力をスムーズに得るというようなところで、よりいいものを創意工夫していただき、お金なのか、もしくは物なのかということも含めて、工夫を求めているというような観点のところだとは思っています。

○小林副主査 私は多分、民間に近い考え方で、民間事業者と試してみたら、聞いたと、だからその説明ですね。謝金支払いにかかるコストというのは、委託費の中に含めていいですよということですね。

だけど、先ほどのグレーだったのが、例えば領収書等が要るから、振り込みだったらそれは金額として出てくるけれども、振込手数料は実費の中に入るのですか。

○事務局 私は、入らないと思うのですが。

○小林副主査 入らないのですか。では、それは業者負担分になりますか。

○佐野課長補佐 謝金の単価というか、調査客体が受け取る額というふうに考えていただければ。

○事務局 27 ページのところを見ていただけますか。この最後のところに 7 番として「調査客体への謝金支払と実績」と書かれています。これは、21 年の実施状況で報告いただいたものとほぼ同じ内容で入っています。

ここに年額 2 万 7,000 円という単価が入っています。ここの部分については実績、実費ということですね。それで、その口座振込の手数料ですとか、あるいは物だったら送料なのかもしれません。そういったところについてはまた別で、それは委託費の中に含まれるものという理解かと私は思っています。

○小林副主査 「口座振込により支給している」と書いてあるじゃないですか。それで、「延べ 1,171 客体に対し、約 263 万円を支払った」と書いてあるじゃないですか。その約 263 万円の中には手数料が入っているということですか、入っていないということですか。

○事務局 私は入っていないと思います。

○逢見副主査 これは、普通入っていないでしょうね。

○小林副主査 では、そこを説明していただかないとわからないですね。だから、その人工分は委託費の中に含まれている。カウントしてくださいと。

○事務局 実際に謝金として支払われる決まった額というんですか、そこについては実績に応じて払うんですよという理解でいますが、いいですか。

○小林副主査 そのところはすごくわかりにくいので、先ほどと同じ論点ですけれども。

○事務局 本文で言うと、6 ページのところですよ。(セ)として「調査客体への謝礼支給」というところで、こういう業務をやっていただきますという説明があります。ここで前段の方に、最大年間で2万7,000円というところの謝礼の支払い、または謝礼相当の褒章品の支給を行う。

それで、「実費負担額を」と入っていますが、この「実費負担」というものが何なのかということです。

○小林副主査 実費負担額というのは何なのかということです。

○事務局 あくまでも客体に支払った金額ということだけです。だから、その支払いにかかる労力というのは委託費に含まれますということがわかるように直させていただきます。

○小林副主査 では、その点を事務局と。

○伊藤室長 検討させていただきます。

○小林副主査 それをフィードバックいただいて、その上で、実施要項(案)として監理委員会に報告するということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○逢見副主査 結構です。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、残された課題がありますけれども、農林水産省におかれましてはよろしく御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。